

委託料及び支払に関する事項

1 委託料及び支払に関する事項

(1) 委託料の構成

委託料は、管理費（月額の設定額）と食材費（1食当たりの単価に実際の提供食数を乗じた額）で構成する。

(2) 提案する価格

提案者は、令和9年度から令和11年度までの各年度の管理費月額及び食材費単価（朝食・昼食・夕食・ドック食の別）を提案するものとする。積算に当たっては、2の積算条件並びに北村山公立病院業務委託スライド条項取扱要領及び特記仕様書によること。

(3) 提案価格の制限

- ① 令和10年度及び令和11年度の提案価格は、前年度の提案価格に2の(2)に定める想定率を乗じた額以内とする。
- ② 2の(4)により算出した3年間の提案総額は、528,380,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を超えてはならない。

(4) 価格の評価

価格の評価は、2の(4)により算出した3年間の提案総額により行う。

(5) 支払方法

- ① 管理費は、毎月、契約で定めた当該年度の月額を支払う。
- ② 食材費は、毎月、当該月に実際に提供した食数（朝食・昼食・夕食・ドック食の別）に、契約で定めた当該年度の各単価を乗じた額を支払う。
- ③ 受託者は、毎月月末締めで委託料及び消費税を算定し当院の検査を受けたうえで委託者に請求する。
- ④ 当院は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。
- ⑤ 支払額は、上記の額に消費税及び地方消費税（10%）を加えた額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

(6) 価格の変更

本契約は、賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項を適用する契約である。契約期間中の賃金水準又は物価水準の変動による契約金額の変更は、同特約条項、特記仕様書及

び北村山公立病院業務委託スライド条項取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところにより、令和 10 年度以降の価格について行う。その概要は次のとおりとする。

- ① 基準日は、令和 10 年 4 月 1 日及び令和 11 年 4 月 1 日（履行開始日から 12 月を経過した日及びその後 12 月ごとの日）とし、当院又は受託者は、各基準日以後、残りの履行期間が 2 月以上ある場合に限り、変更を請求することができる。
- ② 変動の指標は、管理費のうち直接人件費については山形県最低賃金、食材費単価については山形市消費者物価指数（食料）の年平均指数（2 の（2）②により消費税率の変更による影響を除いたもの）とし、直前の基準日（最初の基準日にあつては履行開始日）からの 1 年間の変動率による。
- ③ 管理費（総価部分）は、直接人件費（未履行分）に「最低賃金変動率－想定率（賃金）」を乗じた変動額のうち、管理費の未履行分契約金額の 100 分の 1 を超える額を変更する。
- ④ 食材費単価（単価部分）は、「物価変動率－想定率（物価）」が 1 ポイントを超えて上回り、又は下回る場合に、1 ポイントを超える部分の率により基準日以降に適用する単価を変更する。
- ⑤ 想定率を下回る変動の場合は、①から④までと同様に減額する。
- ⑥ 作業工程の見直し、既製品・加工品の利用等、賃金水準又は物価水準の変動以外の事由による契約金額の変更は、①から⑤までとは別に、年度途中であっても協議により行う（取扱要領第 10 条）。

（7）契約金額の決定

- ① 提案価格は、受託候補者を選定するために用いるものであり、そのまま契約金額となるものではない。
- ② 契約金額（各年度の管理費月額及び食材費単価）は、プロポーザルによる受託候補者の選定後、当院と受託候補者との協議により決定する。協議に当たっては、提案価格を上限とする。
- ③ 協議により決定した各年度の管理費月額及び食材費単価は、契約書に記載し、当該年度に適用する。
- ④ 令和 10 年度以降の契約金額は、当院の予算の範囲内とする。
- ⑤ 受託者は、契約締結時に、直接人件費、物品費、業務管理費及び一般管理費等の額を記載した契約金額内訳書（取扱要領別紙）を提出する。直接人件費は、積算内訳書（別紙 3）の直接人件費（基本給・諸手当・賞与）と同じ額とし、法定福利費を含まない。内訳書の提出がない場合は、1 の（6）の変更を適用しない。

2 積算条件（価格）

- （1）現行の食材費単価（参考）

現行契約（令和 8 年度）の食材費単価は次のとおりである（消費税及び地方消費税を含まない。）。提案に当たっての参考とし、上限を示すものではない。

区分	現行単価
朝食	284 円
昼食	339 円
夕食	334 円
ドック食	824 円

（2）想定率

- ① 令和 10 年度及び令和 11 年度の提案価格は、前年度の提案価格に次の想定率を乗じた額以内とする。前年度の提案価格を下回る価格を提案することは差し支えない。

この想定率は、特記仕様書に定める想定率（賃金）及び想定率（物価）と同じであり、契約期間中の 1 の（6）の算定に用いる。

区分	想定率（年）	根拠	端数処理
管理費月額	6.34%	山形県最低賃金の各年度の改定による引上げ率の平均。令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 回の改定（854 円→900 円→955 円→1,032 円→1,092 円）による。小数点以下第 2 位未満切捨て	千円未満切上げ
食材費単価	5.92%	山形市消費者物価指数（食料）の年平均前年比の平均。令和 5 年から令和 7 年までの各年平均及び令和 8 年 1 月から 6 月までの平均（同年の年平均が未公表のため）による。小数点以下第 2 位未満切捨て	1 円未満切上げ

（例）令和 10 年度の管理費月額の上限＝令和 9 年度の提案月額×1.0634（千円未満切上げ）

- ② 想定率と実績の比較に用いる山形市消費者物価指数（食料）は、食品に係る消費税の税率の変更による影響を除いたものとする。

（3）提案総額の算出に用いる想定食数

区分	想定食数（月間）
朝食	月 5,581 食×12 月
昼食	月 5,595 食×12 月
夕食	月 5,573 食×12 月
ドック食	月 8 食×12 か月

想定食数は提案総額の算出のための見込みであり、実際の食数を保証するものではない。

（4）提案総額の算出方法

- ① 提案総額＝各年度の（管理費月額×12）＋各年度の（朝食・昼食・夕食・ドック食の単価×想定食数）
- ② 3年間の提案総額は、528,380,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）以内とする。